

～制度調査部情報～

2007年8月31日 全1頁

優先株式無償割当ての税務

制度調査部
吉井 一洋

取得価額は0円

【要約】

- （株）伊藤園が優先株式の無償割当て（効力発生日は平成19年9月3日）を実施することに伴い、税務上の取扱いに関する質問が寄せられている。
- 税務上は、無償割当てされた優先株式の取得価額は0となる。

◎（株）伊藤園は平成19（2007）年8月31日の株主名簿及び実質株主名簿に基づき、所有する普通株式1株に対し0.3株の割合で優先株式の無償割当てを行う。無償割当ての効力発生日は同年9月3日、株券交付日は同年10月19日である。この無償割当てについて税務上どのように取り扱われるかとの質問が多数寄せられている模様である。

1. 個人株主の取扱い

◎上記の無償割当てを受けて、日本証券業協会は、（株）伊藤園の個人株主の所得税法上の取扱いについて国税庁に照会し回答を得て、平成19年8月27日に会員通知を発出している。会員通知によれば、今回の優先株式の無償割当ては次のように取り扱う旨が明らかにされている。

(1)無償割当てされた優先株式の取扱い

○取得日は平成19年9月3日、取得価額は0円となる。

(2)無償割当ての基となる普通株式の取扱い

○優先株式の無償割当て時における取得価額の調整は不要である。

(3)特定口座での取り扱い

○（株）伊藤園の普通株式が特定口座に保管されている場合、今回の無償割当てによって割り当てられた優先株式が証券保管振替機構に預託されていれば、特定口座への自動的な組み入れができる。

2. 法人株主の取扱い

◎法人税上も平成18年度税制改正により、上記のように、株式無償割当てにおいて、無償割当ての対象となった株式（旧株）と異なる種類の株式が割り当てられる場合には、割り当てられた株式の取得価額は0とすることとされた。

◎その理由としては「本来的には旧株の簿価を旧株と割り当てられた株式（新株）との時価で按分するなどして新株の帳簿価額を計算すべきと考えられますが、種類株式の評価方法などの事務負担も考慮し」たことが挙げられている（「改正税法のすべて」平成18年度版 大蔵財務協会 280ページ）。